

## ま え が き

愛の営みが「私事的」なことであり、また「秘事的」なことであるかぎり、人がその営みを第三者からは見られない場所で行うのは、当然のことである。そこから、その場所を提供する商売が始まる。そしてその場所は、時として性を売り・性を買う場所にもなる。

前近代社会から現在に至るまで、そうした場所は必ず存在していた。「ラブホテル」もそのひとつである。昭和23年7月10日、法律第122号として「風俗営業取締法」が成立し、以来「モーテル営業」が規制対象となり、現在の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に至るまで、時代の流れとともに、ラブホテルも大きく変わってきている。

古くは「連れ込み旅館」「連れ込みホテル」「逆さくらげ」と言われ、各部屋にトイレと風呂がついていれば、それだけで素晴らしいことであったのが、昭和40年代以降の豊かな社会の到来、性の開放化、車社会の出現、若者文化の台頭から、モーテル・ラブホテルは派手になり、さまざまに奇抜な設備・施設を凝らすようになっていった。ところが、現在では「レジャーホテル」「ブティックホテル」「ファッションホテル」とも呼ばれ出し、性的欲望を煽るようなケバケバしさは影を潜め、清潔さとゴウジャスさへの方向性を示し、様相を高級シティホテルやリゾートホテル調に移行しつつある。

また外観だけでなく、利用する側も、かつての「お忍び」風は影を潜め、堂々と性を楽しむといった方向性に変ってきていると同時に、若い人たちだけでなく、中高年層の人たちも利用するようになってきている。

しかし、とはいえ、モーテル・ラブホテルを利用しての売春行為等がなくなったというわけではない。また、「モーテル・ラブホテル」には、未だに「淫乱な場」というイメージがつきまとい、ときには人々に「不快・嫌悪」を抱かせてもいる。

こうしたモーテル・ラブホテルの実態を、そして営業者と住民の意識・意見を調査することは、時代が求める要請であると思える。今回の調査を通して、行政の対応にある方向性が見え出してくるのであれば、我々としては実に幸いなことである。

平成13年3月吉日

中央大学教授 矢島 正見

はしがき

## 第Ⅰ部 調査の概要

第1章 調査企画・実施の概要 .....	矢島 正見 (7)
第1節 問題の所在と調査の目的	
第2節 調査実施の概要	
第2章 調査結果の概要	
第1節 営業者調査結果の要約 .....	樋田大二郎 (11)
第2節 住民調査結果の要約 .....	山本 功 (14)
第3節 営業者調査結果と住民調査結果の比較の要約 .....	矢島 正見 (15)
第4節 調査結果からの政策提言 .....	岩井 宜子 (16)

## 第Ⅱ部 調査結果の分析

第3章 営業者調査結果 .....	樋田大二郎 (23)
第1節 営業所と営業所責任者の特徴	
第2節 営業状況	
第3節 来客状況	
第4節 モーター・ラブホテルの施設・設備	
第5節 利用客の制限と確認	
第6節 看板・広告の現状と意見	
第7節 近隣への迷惑とシティホテルとの違い	
第8節 届け出ることの利点と問題点	
第9節 全般的な意見	
第4章 住民調査結果 .....	山本 功 (47)
第1節 対象住民の属性	
第2節 モーター・ラブホテルへの法規制についての意識	
第3節 モーター・ラブホテルによる迷惑	
第4節 事件・問題と反対運動	
第5節 その他の風俗営業等に対する意識	

第6節 高級シティホテルとのイメージ比較  
第7節 住民のモーテル・ラブホテル利用経験  
第8節 全般的な意見

第5章 営業者調査結果と住民調査結果の比較 …………… 矢島 正見 (83)  
第1節 モーテル・ラブホテルの法的規制  
第2節 モーテル・ラブホテルの近隣迷惑  
第3節 モーテル・ラブホテルの広告場所規制  
第4節 モーテル・ラブホテルの広告表現  
第5節 モーテル・ラブホテルでの事件  
第6節 モーテル・ラブホテルと高級シティホテルとのイメージ比較

第Ⅲ部 資料編

◎ 営業者調査票と単純集計 …………… (93)  
◎ 住民調査票と単純集計 …………… (103)  
◎ モーテル・ラブホテル営業に関する風営適正化法上の関係条文(抜粋) …………… (110)  
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令  
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則  
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈基準

第I部

調査の概要

## 調査企画・実施の概要

## 第1節

## 問題の所在と調査の目的

## 1. 問題の所在

「モーテル」「ラブホテル」は、『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』（以下『風営適正化法』とする。）においては「店舗型性風俗特殊営業」とされている。これらは、①「専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する施設」であり、かつ、②食堂またはロビーの床面積がある基準の数値に達せず、さらに、③客の使用する自動車の車庫の構造（モーテル）や室内の状況（回転ベッド、1平方メートル以上の鏡、ガラス張りの浴室、SMの施設、等）の存在もしくは性具等の自動販売機の設備の存在（ラブホテル）があるとき、「店舗型性風俗特殊営業」として法律によって規制対象とされる。つまり、①と②と③の3つすべて揃ったときにのみ規制対象となるのである。

ということは、「専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する施設」であったとしても、それなりに広い食堂かロビーがあれば、規制対象外となり、一般のホテル・旅館とされるわけである。モーテルやラブホテルの入り口に「店舗型性風俗特殊営業届出ホテル」とか「店舗型性風俗特殊営業規制対象外ホテル」などといった看板が掲げられているわけではない。よって、利用客は、そのラブホテルないしモーテルが、どちらであるかなど、知る由もない。したがって、一般の人達から見れば、また利用客からすれば、法律上の「ラブホテル」も法律上はそうでない「ラブホテル」も、「おなじもの」なのである。

事実、新宿・渋谷地区内にはおよそ300ほどのホテル・旅館等があるが、そのうち『風営適正化法』にて規制対象店舗として届出を受理している店舗は半分に満たない状態である。にもかかわらず、新宿や渋谷の街をご存知の方々は、大半の店舗をイメージとしては「ラブホテル」と捉えているのではないだろうか。

ところで、平成10年に『風営適正化法』が改正されたのだが（11年4月から全面施行）、モーテル・ラブホテル届出営業者から、広告規制が厳格すぎるという声や、「店舗型性風俗特殊営業」のモーテル・ラブホテルと実質的には同種の規制対象外（非届出）のホテル・旅館との仕切りが不合理でしかも不公平である、という声が出てきている。

上記の①②③のことを考えれば、こうした声が出てくることは十分にうなずけることである。しかも、回転ベッドや大きな鏡、ガラス張りの浴室といったラブホテルの設備は、ある一時期に大流行し、モーテル・ラブホテルを特徴づけるシンボリックな存在ではあったが、時代は大きく変わってきている。今では、こうしたものがあるからラブホテル、ないから普通のホテル、とはとうてい言えない。となれば、「緩和」の方向性を示していかなければならないであろう。

しかし、「店舗型性風俗特殊営業」のモーテル・ラブホテルが「専ら異性を同伴する客の宿

泊（休憩を含む。）の用に供する施設」であることは、昔も今も変わらない。一般の人達がホテルや旅館に対してイメージするところの「宿泊の場」ではなく、あくまで「セックスの場」というイメージが優先する。こうした施設が人々の日常生活圏に堂々と入り込むことに、人々は、住民感情からも、また子どもたちの教育上からも、問題であるとの認識を抱くことであろう。さらに、近年の性の開放化とそうした文化を背景とした「援助交際」等の性的問題状況を考えるならば、緩和化などもってのほか、逆に、今以上の規制を、という意見が出てきてもおかしくはない。こちらは「規制の維持・強化」の方向である。

モーテル・ラブホテルをめぐるこのようにした錯綜状況にあっては、頭の中で法条文をいじくり回し、理屈ばかり考えていても、一向にらちがあかない。実証的なデータがまずもって必要である。我々の調査はここから始まった。

## 2. 調査の目的

上記の問題意識より、我々は次の調査目的を掲げた。

①「店舗型性風俗特殊営業」届出モーテル・ラブホテル並びに非届出モーテル・ラブホテルの施設・営業内容等の客観的状況、両営業者の意識・意見等を調査し、モーテル・ラブホテルの現状と営業者の意識・意見を分析する。

②住民のモーテル・ラブホテルに対する経験・意識・意見を調査し、モーテル・ラブホテルに対する一般の人々のもつ問題意識・政策的意向を分析する。

③上記①と②の分析より、「店舗型性風俗特殊営業」のモーテル・ラブホテルに対する規制のあり方を政策的に考えていくための基礎となる客観的意識的状況を実証的に把握する。

## 第2節

### 調査実施の概要

営業者を対象としてのアンケート調査、住民を対象としてのアンケート調査、さらに視察並びに営業者からの意見聴取を行った。

#### 1. 視察、意見聴取

上記の目的のために、第一弾として、我々は2度の視察並びに業者からの意見聴取を行った。この視察と意見聴取は、アンケート調査のための予備調査としての性格をもつと同時に、アンケート調査結果分析の際の予備知識としての性格ももっている。

第1回視察並びに意見聴取：ラブホテル、5月26日、新宿区内の2ホテル。両ホテルの業者からの聞き取り。

第2回視察並びに意見聴取：モーテル、9月28日、足立区内の2モーテル。両モーテルの業者からの聞き取り。

## 2. 営業者調査方法

### 1) 調査対象

調査対象は、『風営適正化法』にて規制対象店舗として届出を受理した店舗、並びにそれ以外の類似店舗。具体的には、全都道府県のホテル・旅館（モーテル・ラブホテル）組合加盟の営業所 1377 店舗全てを対象とした。

### 2) 調査方法

「(社)日本自動車旅行ホテル協会」(加盟 619 店舗)、「全国旅行ホテル協会連合会」(加盟 277 店舗)、その他の団体(加盟計 481 店舗)の協力を得、社団法人新情報センターに調査の実施を依頼し、郵送調査法にて行った。

### 3) 調査期間

2000 年 8 月から 10 月

### 4) 有効回収数・率

1,377 票中、143 票は「宛先不明」として返送されてきた。残りの 1,234 票中、有効回収票数は 269 票。1,377 票中の有効回収票率は 19.5%、1,234 票中の有効回収票率では 21.8%である。いずれにせよ、20%ほどの低い回収となってしまった。なお、未回収店舗に対しては、再度調査票返送依頼を行った。

## 3. 住民調査方法

### 1) 調査対象

調査対象者は 20 歳以上の男女。

### 2) 調査方法

社団法人新情報センターに調査の実施を依頼し、個別訪問留置調査法にて行った。サンプリング方法は、全国から層化二段抽出法により 100 地点を抽出し、その地点から 20 歳以上の男女を計 1,350 人、住民票からランダムに抽出した。

### 3) 調査期間

2000 年 8 月から 9 月

### 4) 有効回収数・率

1,350 票中、有効回収票数は 1,035 票、有効回収票率は 76.7%であった。

## 4. 調査内容

### 1) 営業者調査

調査内容は、大項目としては、フェイスシート、利用状況、設備状況、利用客への対応・管理状況、広告・宣伝状況、店舗内外での問題状況、届出営業者並びに非届出営業者の意見、である。

## 2) 住民調査

調査内容は、大項目としては、フェイスシート、迷惑体験、事件や問題の見聞体験、建設反対状況、建設に対する意見、モーテル・ラブホテルの法的規制について、モーテル・ラブホテルと高級シティホテルとの比較、である。

## 5. 回答者の属性

### 1) 営業者調査

- 身分 …… 経営者：79.2% (213人)、従業員：15.6% (42人)、  
その他：4.5% (12人)、無回答：0.7% (2人)。
- 性 …… 男：75.5% (203人)、女：24.2% (65人)、無回答：0.4% (1人)。
- 年齢 …… 20代：1.1% (3人)、30代：10.1% (27人)、40代：11.6%  
(31人)、50代：33.8% (90人)、60代：30.8% (81人)、  
70代：12.0% (32人)、80代：1.1% (3人)、無回答：0.7% (2人)。

### 2) 住民調査

- 性 …… 男：47.3% (490人)、女：52.7% (545人)。
- 年齢 …… 20代：14.7% (152人)、30代：15.8% (164人)、40代：20.2%  
(209人)、50代：20.7% (214人)、60代：17.6% (182人)、  
70代：9.4% (97人)、80代：1.5% (16人)、90代：0.1% (1人)。

## 6. 性風俗問題調査研究委員会の構成

本委員会は、財団法人社会安全研究財団の「性風俗問題調査研究委員会」として、学識経験者と警察関係者により組織されたものである。

本委員会の構成メンバーは以下の通りである（順不同）。

委員長	矢島 正見	中央大学文学部教授
委員	岩井 宜子	専修大学法学部教授
	樋田大二郎	聖心女子大学文学部教授
	吉田 英法	警察庁生活安全局生活環境課長
	川崎 太一	警視庁生活安全部保安課長
	山本 功	淑徳大学社会学部専任講師
幹事	伊藤 智	警察庁生活安全局生活環境課理事官
	岩井 清司	警察庁生活安全局生活環境課課長補佐
	古賀 英人	警視庁生活安全部保安課課長代理